

# 地域防災協定の手引き

～地域の緊急避難・待避場所確保のために～



平成24年10月

岡山市

## はじめに

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震発生後の未曾有の被害を目の当たりにし、行政における防災対策の見直し、地域での安全確保が今まで以上に言われています。

地域毎に避難計画を立て、想定外の事象に対しては、2段階の対策が必要です。

地域での安全確保に関して、岡山市としましては、岡山市地域防災計画に定める「生活避難所」、「福祉避難所」、「臨時避難所」等の選定・指定を進めておりますが、地域を熟知した町内会・自治会あるいは自主防災組織等においても、緊急避難所及び避難地について選定し、自らの地域が避難しやすい環境を整えることが大切です。

災害対策基本法により、市町村長は避難の指示ができ、その立ち退き先を指定することができますが、避難指示等該当地区にも様々な状況があり、地域内でもリスクが均等ではありません。特に緊急時は、その立ち退き先やそこまでの経路が万全とは限らないため、地域の実情に合致した緊急時の避難地・避難施設を地域で考え、その手段の一つとして、民間同士の緊急時避難地・避難施設における防災協力・協定（覚書）を検討していただければ幸いです。

このマニュアルが地域民民間の緊急避難場所等の安全確保における協力体制確立の第一歩となればと思います。

## 目次

ステップ1 STEP 1 : 地域を調べ、知ることから始めましょう……………	P 2
ステップ2 STEP 2 : 地域での防災体制を考えましょう……………	P 3
ステップ3 STEP 3 : 緊急避難地・避難施設候補の所有者・管理者と交渉し、 書面に残しましょう……………	P 4
ステップ4 STEP 4 : 防災情報を入手して的確な避難……………	P 5
様式1 (避難場所に建物が含まれる場合) ……………	P 6
様式2 (土地のみの場合) ……………	P 8

## ステップ1

## STEP 1

地域を調べ、知ることから始めましょう

お住いの地域の状況を、様々な角度から調べて見ましょう。

- ・津波や洪水時にはどのくらいの浸水域になるのか？
- ・土砂災害の危険箇所などは？
- ・指定避難所は何処？

上記の情報は岡山市ホームページ「岡山市地図情報防災情報マップ」で見ることができます。

<http://www.gis.pref.okayama.jp/okayamacity/top/select.asp?dtp=1070&pl=3>

このような情報は行政で提供できますが、地域を熟知していなければわからないことも多いのが現状です。特に「人」の情報等は、岡山市が提供する「避難行動要支援者名簿」等を活用し、近所にどのような人が住んでいて、通常時、非常時にどう関わっていけばいいのか等を日頃から考えなくてはなりません。

また、危機意識をもって、近所を見渡してみると、普段見逃している危険に気付くかもしれません。

過去の浸水被害箇所や日頃から危険と感じている箇所等を地域のみなさんと話し合い、指定避難所までの経路を考え、状況別にそれに要する時間を考えてみると、「洪水の時はこの辺に待避地が必要だ」、「津波の時は地域のみなさんが安全な場所を確保するには、いろんな計画が必要になる」、などの意見が出てくると思います。

そうなれば、緊急避難地や避難施設が必要になりますので、できる限り確保を考えていかなければなりません。

該当場所・施設がない場合も考えられますが、現在、地震等の突発的なもの以外の防災情報・気象情報は事前にある程度は取得できるため、自主防災組織を立ち上げ、状況毎に地域の避難計画を立て、地域で調べた情報を記載した地域防災マップの作成等も考えていきましょう。

地域防災マップにつきましては、前記の「岡山市地図情報防災情報マップ」内にあります【地域防災マップ作成マニュアル】も参考にしてください。

## ステップ2

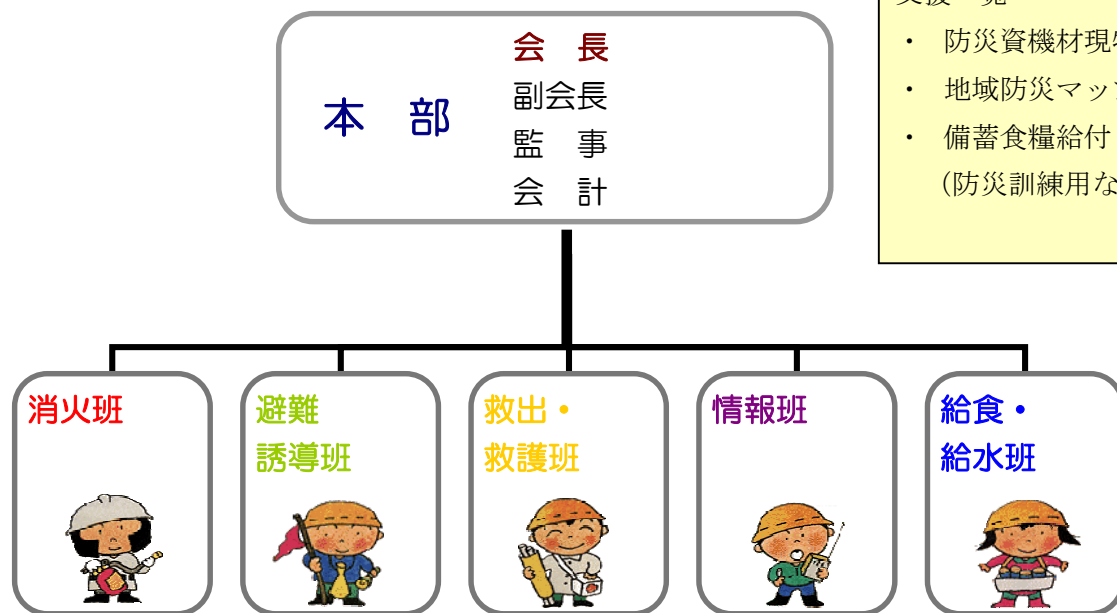
## STEP 2

地域での防災体制を考えましょう

緊急時に重要なのはやはり「共助」です。そのために「自主防災組織」を立ち上げましょう。

岡山市では小学校区（連合町内会）、町内会単位等で自主防災組織の立ち上げを促進しており、「自主防災会」という名称で様々な支援を行っています。

【自主防災会】岡山市が町内会等に提案する一例です



岡山市の自主防災会に対する支援一覧

- ・ 防災資機材現物支給
- ・ 地域防災マップの印刷
- ・ 備蓄食糧給付  
(防災訓練用など)

※主に地震災害に対応した組織構成となっています。地域の実情に合わせる事が大事です。

「会長」・・・組織の統括・指揮の役割を担います。地域防災協定の責任者でもあります。

「消火班」・・・初期消火を行い、被害の拡大を防ぎます。

「避難誘導班」・・・住民を誘導して、安全な場所まで、避難させます

「救出・救護班」・・・倒壊家屋からの負傷者の救出・手当てなどを行います。

「情報班」・・・被害情報を正確に本部に知らせ、本部からの緊急連絡を各班へ知らせます。

「給食・給水班」・・・避難所で、配給される避難食などの調理を行い、避難者への平等な配布を行います。

自主防災会についてのお問い合わせは

岡山市 危機管理室

電話：086-803-1082 まで

組織ができない場合は連合町内会・町内会等で考えていきましょう。

平常時にできることも話し合い、その1つとして、地域内の緊急避難地・避難施設になりうる場所・施設を検討してみてください。

## ステップ3

## STEP 3

緊急避難地・避難施設候補の所有者・管理者と交渉し、書面に残しましょう

所有者・管理者の方と「緊急時の協力」をについて話をしてみましょう。所有者・管理者の方も地域の一員ですので、対等な立場でお話を進めてください。

しかし、所有者・管理者の方は「責任者」でもあり、リスクやセキュリティを考慮しますので、良い答えが得ることができないかもしれません。休日・夜間の問題もあります。

ただ、緊急避難が頻繁にあるわけではありませんので、根気強く話しあいを続けていくしかありません。また、岡山市が間に入ることも可能ですので、ご相談ください。場合によっては、岡山市との協定という形の方が適していることも考えられます。(大きな病院・店舗・事務所、津波避難ビル等の場合)

地域防災協定相談先は

岡山市危機管理室

電話：086-803-1082 まで

津波関係図記号



津波注意

津波避難ビル

津波避難場所

協力の話しがまとまれば、紳士協定的に書面等を残さないことも考えられますが、責任者等が代わり、風化しないよう、町内の人にもわかりやすくするため、できるだけ書面(協定書・覚書)で残していくようにしましょう。

既に協力体制ができている地域も、今一度体制を見直し、書面を残していくようにしてください。

書面につきましては、【様式1、2】を参考にしてください。その写しを岡山市(危機管理課)に提出していただければ、「公助」の部分の救助活動などに、その情報を活かすことができます。

書面だけでなく、住民への周知も必要です。防災訓練時にみなさんで確認する、地域防災マップに協定場所・内容を記載する等、工夫してみてください。

地域での防災訓練の相談は

管轄の消防署・出張所へ

[http://www.city.okayama.jp/shoubou/soumu/soumu\\_00126.html](http://www.city.okayama.jp/shoubou/soumu/soumu_00126.html)

## ステップ4

## STEP 4

リアルタイムで防災情報を入手して避難を考えましょう

避難のタイミングは行政が決めるもの？

確かに避難勧告・避難指示（緊急）などは行政が発令します。

しかし発令地域にも様々な場所があり、たとえば河川増水時など、堤防の近くに住んでいる方と高台に住んでいる方とは、リスクが違う場合があります。身軽に動ける方と何らかの支援が必要な方がいます。

そんな様々な状況の中、一律の勧告・指示ができません。避難指示先は安全が確認されてから発令されますが、その場所までの細かい安全確認まではできません。

したがって、状況によっては自宅の2階、近所高台等に待避する方が効果的な場合も考えられます。

それを判断できるのは、リアルタイムでの気象情報・観測情報と地域の詳細な状況を見ることができる地域の方だけです。

現在はリアルタイムで様々な気象情報・観測情報が個人で入手できます。

岡山県防災情報システム

<http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/>

この岡山県が提供するホームページより、リアルタイムで詳細な防災情報が閲覧できます。

さらにその情報は携帯電話に登録することによりメール配信されます。（携帯電話から空メールを送信し、入力手順に従い、入手したい情報を選択します）

### 主な提供情報

- ・ 避難勧告・避難指示（緊急）情報
- ・ 気象情報、注意報・警報
- ・ 地震・津波情報
- ・ 場所別の雨量、河川の水位、潮位、観測情報
- ・ ダム放流量情報
- ・ 土砂災害警戒情報



※[登録/変更]の場合  
空メール送信先アドレス  
[in@bousai.pref.okayama.jp](mailto:in@bousai.pref.okayama.jp)

### 最後に

「緊急時避難」は大変難しい問題です。

しかし、東南海・南海地震、ゲリラ豪雨等も身近にせまる中、行政も地域も避けられないのが現実です。

行政・地域双方、少しでも多く緊急避難場所を確保し、地域の様々な状況を想定しながら、最善の「避難」を岡山市と地域で考えていきましょう。

## 【様式1】（避難場所に建物が含まれる場合）

### 災害時における一時避難場所に関する協定書

水害，地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において，地域住民の安全確保のための避難施設について，△△有限公司（以下「甲」という。）と〇〇町内会自主防災会（以下「乙」という。）は，甲の所有し管理する施設及び土地の利用に関する協定書を次のとおり締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定書は，岡山市内において災害が発生し，又は発生するおそれのある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため，甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

#### （対象施設及び土地）

第3条 対象とする施設は，△△有限公司〔岡山市〇区◇町〇〇番〕とする。

2 施設の安全な使用のため，施設内で避難所として使用する範囲，並びに収容人数は，災害発生時の状況に応じ，甲の活動を妨げない範囲で甲乙協議の上決定する。乙は，その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

#### （避難所の開設）

第4条 乙は，地域住民に避難の必要があると予想されるときは，地域住民の受け入れについて甲に対し予め連絡をし，前条に掲げる施設の避難所としての利用について確認するものとする。ただし，突発的な水害あるいは地震等の発生により被災した地域住民が施設に避難してきた場合においては，甲の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ，甲から乙に連絡するものとする。

#### （避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は，甲，乙，避難者の三者が協働で行うものとする。

2 使用施設の鍵の開閉は，甲が責任をもって行うものとする。

3 施設の使用期間は，原則として避難勧告等発令の場合はその発令の日から解除される日までの間とする。ただし，発生した被害の状況等により期間を延長する等，必要があると認められるときはその期間を甲乙協議して決定する。

#### （経費の負担）

第6条 避難所の提供に係る施設提供費用は無償とする。

2 乙は，避難所の運営に関して，止むを得ず甲の所有する備品等を使用した場合には，乙

はその対価を負担するものとする。

3 乙は、避難住民が甲の施設及び設備等を破損または汚損あるいは紛失をしたときは、これに係る経費を負担しなければならない。

4 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(避難所の終了)

第7条 乙は、甲の管理する施設の避難所としての使用を終了する際は、甲に報告するとともに施設を原状に復すものとする。

(備蓄等)

第8条 甲と乙は協働で予め、ライフラインの確保や防災用品の備蓄等、避難所となった場合を想定して準備に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、避難所開設によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては〇〇課長、乙においては乙会長とする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成〇〇年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 岡山市〇区◇町〇〇番  
△△有限公司  
社長 △△ 〇〇

乙 岡山市〇区◇町〇〇番  
〇〇町内会自主防災会  
会長 ◇◇ △△



【様式2】（土地のみ場合）

災害時における一時避難場所に関する協定書

水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保のための土地について、△△有限公司（以下「甲」という。）と〇〇町内会自主防災会（以下「乙」という。）は、甲の所有し管理する土地の利用に関する協定書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡山市内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（対象土地）

第3条 対象とする土地は、[岡山市□区◇町〇〇番]とする。

（土地利用）

第6条 突発的な水害あるいは地震等の発生により被災した地域住民が土地に避難してきた場合においては、直ちにこれを受け入れるものとする。

2 土地利用は無償とし、乙は利用後、原状に復すものとする。

（協議）

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 岡山市□区◇町〇〇番  
△△有限公司  
社長 △△ 〇〇

乙 岡山市□区◇町〇〇番  
〇〇町内会自主防災会  
会長 ◇◇ △△